

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市分散型ホテル支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	分散型ホテルの構築により、旅行者と地域住民との交流の接点機会を増やしリピーター化につなげ、旅行者等の交流人口を増加させるとともに、旅行者の地域内の回遊による域内観光関連産業の消費喚起を図るため、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部について予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	分散型ホテル事業の事業実施者又はその構成員
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費</li> <li>・ 改修費又はこれに係る減価償却費</li> <li>・ 店舗等借入費</li> <li>・ 人件費</li> <li>・ 従業員の教育訓練経費</li> <li>・ 感染防止対策費</li> </ul>
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	○補助額の上限額 ・ 創業（上限450万円） ・ 事業拡大（上限1,200万円） ・ 設備投資を伴わない事業拡大（上限900万円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	・ 3/4以内（国1/2、市1/4）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  費用対効果の算出は困難であるが、地域への波及効果等から総合的に判断する。
補助制度開始	令和7年6月18日
見直し時期	—
補助終期	—
	○終期の設定が3年を超える場合の理由

	国の補助制度によるため
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で開示する
事業担当 （担当部署）	観光振興課 観光戦略係
（電話番号）	0259-67-7602（直通）